

子育て SOS サービスのご利用について ~案内~

令和6年度版

① 食事の準備及び後片付けについて

- あらかじめ料理のメニュー（ミルクの調乳や離乳食も含まれます）や分量、材料について確認を行い、主菜・副菜・汁物等の調理や後片付けのお手伝いを行います。 ※主菜は30分程で作れる品
- メニューは家庭で日常的に調理する内容で準備・調理・片付けまでを1時間でできる内容です。
- 食物アレルギーの食事については誤食防止のためお受けしておりません。

② 居室等の掃除及び後片付けについて

- 普段使用している居室・台所・洗面所・トイレ・風呂場等を利用者宅で日常使用している掃除道具で行います。
※布団干しや換気扇の掃除、窓ガラス及び窓枠、照明器具、家具を移動しての掃除、排水溝、戸外の清掃（草むしり・ペランダ等）、一般的に大掃除に分類されるもの、引っ越し作業、力仕事等は支援の対象外

③ 衣類の洗濯及び整理について

- 衣類等、洗濯機でできるものが対象です。量については、洗濯機稼働1回分（乾燥機も同様）です。
※ドライクリーニング等特別な手法が必要な衣類やカーテン、布団・寝具類等以外
- アイロンがけについては、家庭で掛けているものを行います。
- 衣類の整理については、片付けの仕方についてお話をください。

④ 生活必需品等の買い物や公共料金等の払い込みについて

- 食材や生活消耗品で短期間において消費する品についての買い物です。具体的に商品名等をお伝えください。
支払いは原則現金です。
- 買い物の店舗の範囲はお住いの近隣で原則1店舗です。車を使用する場合は駐車場があり安全が確保できる店舗です。
- 公共料金等納付書による払い込みは行えます。 ※上限1万円程度

⑤ 乳幼児の育児支援について

- 保護者の方が入浴等でお子様からやむを得ず離れる場合の少しの間の見守り程度の支援です。保護者の方等が、ケガなどによりお子様のお世話が困難な場合は育児のお手伝いを行うことは出来ます。
※入浴前後以外のオムツ交換は衛生的な観点から原則対象外
- もく浴介助は、タオルやお湯の準備・後片付けをお手伝いします。身体の一部を支える等のお手伝いについてはご相談ください。

⑥ 妊娠中の心配等や日常生活における子育てに係る相談について

- 保健師が平日午前8時30分から午後5時15分に電話で対応します。ヘルパーがお聞きした相談内容についても保健師と連携し対応します。相談内容により専門的な相談機関の紹介も行います。

⑦ その他

- 支援中は保護者等大人の方の在宅をお願いします。
※支援開始後に外出が必要となった場合は、支援の継続はできないこととなります。
- 感染症の人が居宅する場合は、感染拡大防止の観点から内容を調整し対応いたします。ご相談ください。
- 利用回数は、お話をよく伺い、支援を必要とする子育て中の多くの方にご利用いただけるよう調整させていただきます。
- 利用の内容が支援ではなく単なる家事代行等による利用と判断した場合、お受けできないことがあります。
- 作業中、ヘルパーはお子様まで目が届きません。お子様との距離や状況に危険を感じた場合には、安全な場所へお子様を誘導していただくようお願いさせていただきます。
- キャンセルは、速やかにご連絡をお願いします。原則利用時間の2時間前までをお願いします。
- 支援時間は、作業内容の確認・作業・書類や利用料の対応等含めての時間となります。

たくさんの方々にご利用いただけますよう、皆様のご協力をお願いします。